第十八条の三の四第二項	第十八条の三の四第二項及び第十八条の三の六から第十五まで	第十八条の三の六		
登録基幹技能者講習登録簿	登録基幹技能者講習実施機関	第十八条の三の四第一項各号	三　講義は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、合計十時間以上行うこと。	六　試験は、第三号の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、一時間以上行うこと。

科目	内容
基幹技能一般知識に関する科目	工事現場における基幹的な役割及び当該役割を担うために必要な技能に関する事項
基幹技能関係法令に関する科目	労働安全衛生法その他関係法令に関する事項
建設工事の施工管理、工程管理、資材管理その他の技術上の管理に関する科目	イ　施工管理に関する事項 ロ　工程管理に関する事項 ハ　資材管理に関する事項 ニ　原価管理に関する事項 ホ　品質管理に関する事項 ヘ　安全管理に関する事項

登録解体工事講習登録簿	登録解体工事講習実施機関	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の四第一項各号	三　講義は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、合計三・五時間以上行うこと。	六　試験は、受講者が講義の内容を十分に理解しているかどうか的確に把握できるものであること。

科目	内容
解体工事の関係法令に関する科目	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）その他関係法令に関する事項
解体工事の工法に関する科目	木造、鉄筋コンクリート造その他の構造に応じた解体工事の施工方法に関する事項
解体工事の作業の特性等の実務に関する科目	解体工事の作業の特性等の実務に関する事項

第十八条の三の六第八号	第十八条の三の六第八号、第十八条の三の八第九号及び第十八条の三の十四第一項第四号	第十八条の三の七	第十八条の三の八第三号	第十八条の三の八第四号及び第五号並びに第十八条の三の十四第四項第一号及び第二号	第十八条の三の八第七号	第十八条の三の八第八号	第十八条の三の八第十号	第十八条の三の十第二項及び第十八条の三の十四第四項	第十八条の三の十一	第十八条の三の十二	第十八条の三の十三第一号	第十八条の三の十三第二号	第十八条の三の十三第三号
別記様式第三十号	登録基幹技能者講習修了証	第十八条の三の四第二項第二号から第四号まで	登録基幹技能者講習の	登録基幹技能者講習	登録基幹技能者講習試験の作成及び合否判定の方法に関する事項	終了した登録基幹技能者講習試験の問題及び合格基準の公表に関する事項	第十八条の三の十四第三項	登録基幹技能者講習を	登録基幹技能者講習が第十八条の三の四第一項	第十八条の三の六	第十八条の三の三第一号	第十八条の三の七	第十八条の三の十第二項各号
改正規則附則様式	登録解体工事講習修了証	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の四第二項第二号から第四号まで	登録解体工事講習の	登録解体工事講習	登録解体工事講習に用いる教材の作成に関する事項	試験の方法に関する事項	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の十四第三項	登録解体工事講習を	登録解体工事講習が改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の四第一項	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の六	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の三第一号	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の七	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の十第二項各号